

入札参加希望者（R5-005-03）の要求水準書の質問とそれに対する回答

No.	資料名称	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	HWS 回答
1	要求水準書	8	1	1-5	(4)	(4)	焼却炉の概要及び本事業範囲	“E2～E7の範囲を基本とし、安定的な自然運転が出来ること。”とありますが、代表条件E-1で自然できることと理解いたします。汚泥性状領域によっては、自然しません。	“E1－E5－E6－E7の範囲において自然を促進した運転を目標とし、安定した自然運転が出来ること。”と表現を訂正する。
2	要求水準書	8	1	1-5	(4)	(5)	焼却炉の概要及び本事業範囲	“集塵機内部フィルタの漏水など確認ができる”とありますが、フィルタから漏洩と理解いたします。	“集塵機内部フィルタの漏れなど確認ができる”と表現を訂正する。
3	要求水準書	14	1	1-7	(5)	(1)	計画処理汚泥	重金属等の含有量は、提示された測定値を超えないものと理解します。	(5)では各成分試験の結果（処理実績）を示している。 御社ご理解の通りです。
4	要求水準書	18	1	1-8	(1)		用排水及び脱臭等計画	「添付資料-12-1に示す位置から取水すること。前項②を上回る水量が必要となる場合には、1系砂ろ過棟に焼却専用ポンプを設け給水する。」とありますが、上記に関する電気設備（明電舎製）は、平成18年度の1号炉・2号炉の建設時のままで改造されていないという理解でよろしいでしょうか。	添付資料-12-1に示している1・2号焼却炉送水ポンプは、焼却（B系）砂ろ過棟地下に位置している。 1号焼却炉は、平成5年度、2号焼却炉は平成9年度工事であるが、1・2号焼却炉送水ポンプは、平成18年度に建設されている。 電気設備（明電舎製）は、御社ご理解の通り、平成18年度焼却用用水電気設備工事で建設されており、ポンプ設置以降改造されていない。
5	要求水準書	20	1	1-9	(2)		排出基準等	臭気に係る敷地境界線をご提示ください。	添付資料-22（今回資料追加している）に運営権における責任範囲を示している。

No .	資料名称	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	HWS 回答
6	要求水準書	20	1	1-9	(3)			排出基準等	騒音・振動に係る敷地境界線をご提示ください。	添付資料-22（今回資料追加している）に運営権における責任範囲を示している。
7	要求水準書	26	2	2-1	(3)			施設概要	室名称については、設置する設備の内容に即して提案してよろしいでしょうか。例えば、下記のとおりを考えます。 電気室 → 高圧電気室 制御盤室 → 低圧電気室 灰ホッパ室 → 灰搬出室	室名称については、改築更新計画で使用している設置場所と合わせたいと考えている。現時点では、4号焼却設備〇階高圧電気室、4号焼却設備〇階低圧電気室、4号焼却設備〇階灰搬出室などと考えてください。室名称につきましては、詳細設計時に協議し決定したい。現時点での御社提案を提示願います。
8	要求水準書	27	2	2-2	(3)			設計条件	“E2～E7の範囲を基本とし、安定的な運転が出来ること。”とあり、自燃についての規定はありませんが、代表条件E-1で自燃できることと理解します。	ご指摘の通り自燃運転について記述しておりません。 “E1－E5－E6－E7の範囲において自燃を促進した運転を目標とし、安定した自燃運転が出来ること。”と表現を訂正する。
9	要求水準書	27	2	2-2	(3)			設計条件	“脱水汚泥高位発熱量 約21,800KJ/t-DS”とありますが、単位は“KJ/kg-DS”ではないでしょうか。	ご指摘の通り表記ミスです。 “脱水汚泥高位発熱量 約21,800KJ/kg-DS”と表記を訂正する。
10	要求水準書	31	2	2-2	(11)			設計条件	ポンプ類に予備機を設けることとありますが、運用上の問題がないことを前提にすれば、予備機は常用機と同一仕様（吐出量）とする必要は無いと考えてよろしいでしょうか。	リスク分散における予備として、 ・対応が容易であること ・機器構成が単純であること ・共通部品の調達 など、台数予備が良いと考えている。 常用機、予備機は同一仕様であることを条件とする。

No .	資料名称	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	HWS回答
11	要求水準書	31	2	2-2	(12)			設計条件	“特殊電源設備を設けること。”とありますが、P43 2-3 (14)では別途工事とされています。別途工事と理解してよろしいでしょうか。	ご指摘の通り記述ミスです。 “フェイルセーフ機能を確保する上、特殊電源設備（別途工事）を設ける。電源供給対象機器、負荷容量等について記述すること。”と表現を訂正する。
12	要求水準書	32	2	2-2	(16)			設計条件	汚泥中の水銀濃度は、P14 1-7 (5) 1)の値を超えないものと考えます。	(16)は、排ガス中の水銀濃度について記述しており、P17 (7)の値を超えないものと考えている。
13	要求水準書	32	2	2-2	(19)			設計条件	汚泥中の重金属濃度は、P14 1-7 (5) 1)の値を超えないものと考えます。	(19)は、焼却灰の重金属類溶出抑制対策を記述しており、記述通り表1-12の基準を満足するものと考えている。
14	要求水準書	34	2	2-1	(30)			施設構成	ケーキ移送量の流量測定・管理は別途工事にて行われると理解でよろしいでしょうか。	御社ご理解の通りです。 ただし、受入側の計装信号等の管理用については、別途協議により発信すること。
15	要求水準書	35	2	2-2	(35)			設計条件	“動力主幹盤までを、別途工事とする。添付資料-16-1参照。”とありますが、P42 2-3 (12)では、低圧動力主幹盤についての記述があり、“変圧器の二次側以降の配線設置からを本工事範囲とする”とあります。この“変圧器の二次側以降”という取合区分は添付資料-16-1では“低圧動力主幹盤二次側以降”となっており、こちらが正でよろしいでしょうか。	添付資料-16-1では、動力主幹盤の二次側からを本工事範囲としている。 よって、P35の表現で間違いはない。 P42 2-3 (12)の記述を、“動力主幹盤の二次側以降の配線設置からを本工事範囲とする”と表記を訂正する。

No .	資料名称	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	HWS 回答
16	要求水準書	38	2	2-3	(2)	11)	⑨	設計諸元	“安定的に自燃できる”とありますが、代表条件E-1で自燃できることと理解いたします。	“E1-E5-E6-E7の範囲において自燃を促進した運転を目標とし、安定した自燃運転が出来ること。”と表現を訂正する。
17	要求水準書	38	2	2-3	(3)			設計諸元	ケーキ投入ポンプの記述がありますが、機器構成は最適なものを選定することを前提にすれば、コンベヤ等の形式をも提案できると理解します。	御社ご理解の通りです。 ケーキ投入ポンプの記述は、フェイルセーフ機能を考慮した処理フローの構築では、予備機が設置できるポンプ式が優位であるとの判断による記述である。 コンベヤなどの形式を提案する場合には、フェイルセーフ機能、リスク分散について考慮すること。
18	要求水準書	42	2	2-3	(12)			設計諸元	“低圧動力主幹盤、照明主幹盤などで構成し、（中略）変圧器の二次側以降の配線設置からを本工事掌握とする”とありますが、“変圧器の二次側以降”という取合区分は添付資料-16-1では“低圧動力主幹盤二次側以降”となっており、添付資料-16-1が正でよろしいでしょうか。また、これにともない1)低圧動力主幹盤についての記述は適用対象外と理解してよろしいでしょうか。	添付資料-1-16を正とする。 1)の記述ですが、別途工事範囲の動力主幹盤の下流側には、400V級から200V級への変圧器の収納、プラント、建築設備、照明設備、への配電盤が必要になります。これを、低圧動力主幹盤と称して記述してた。 表現が別途工事で設置する動力主幹盤と重複する部分があることから、“200V動力盤”に表記を訂正する。 また、②を”供給電圧は、3相400V級とし、200Vへの変圧器を内蔵する。”と訂正する。
19	要求水準書	43	2	2-3	(14)			設計諸元	特殊電源設備は、P43 2-3 (14)で別途工事とされています。別途工事と理解してよろしいでしょうか。	御社ご理解の通りです。

No .	資料名称	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	HWS 回答
20	要求水準書	44	2	2-3	(16)	2)	②	設計諸元	監視項目は、プロセス設計の観点から最適なものとし、その名称についても、適宜提案致します。 なお、(c)受変電設備運転状況、(d)電力デマンド等は、動力主幹盤が別途工事のため、今回工事対象外と理解します。	監視項目、その名称提案は、御社ご理解の通りです。 添付資料-16-1に示す動力主幹盤は別途工事となるが、動力変圧器1次引込盤、動力変圧器2次盤、汚泥焼却(4号)設備から中央監視への出力信号などのコントローラは、今回工事範囲である。 よって、添付資料-16-1は訂正する。また、c) d) は今回工事範囲である。
21	要求水準書	44	2	2-3	(16)	2)	③	設計諸元	自動制御機能はプロセス設計の観点から最適なものとし、その名称についても、適宜提案致します。 なお、(e)配電制御等は、動力主幹盤が別途工事のため、今回工事対象外と理解します。	自動制御機能、その名称提案は、御社ご理解の通りです。 添付資料-16-1に示しているコンデンサは別途工事となるが、No. 20に記述しているようにコントローラを今回工事範囲としているので、(e)配電制御設備は今回工事範囲とする。
22	要求水準書	45	2	2-3	(16)	2)	④	設計諸元	監視制御装置(別途工事)への信号として、“受電電力管理データ”があげられていますが、受電設備は別途工事ですので、この項目も今回工事対象外と理解します。	監視項目、その名称提案は、御社ご理解の通りです。 添付資料-16-1に示します動力主幹盤は別途工事となるが、動力変圧器1次引込盤、動力変圧器2次盤、汚泥焼却(4号)設備から中央監視への出力信号などのコントローラは、今回工事範囲とする。 よって、P45④(c)受電電力管理データは今回工事範囲とする。

No .	資料名称	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	HWS 回答
23	要求水準書	45	2	2-3	(16)	2)	④	設計諸元	監視制御装置（別途工事）への信号として、“計装機器”があげられていますが、どのような信号を想定されているでしょうか。	既設汚泥焼却（3号）設備と同等程度と考えている。 今後の協議により決定する。
24	要求水準書	51	2	2-5	(4)			総合試運転	電力費は受注者負担となりますが、経費算出のために、電力会社との契約料金をご教示頂けないでしょうか。	電力料金は、28円/kWhとする。
25	要求水準書	51	2	2-5	(4)			総合試運転	燃料費、薬品費は受注者負担となりますが、経費算出のために、現状既設炉での購入単価をご教示頂けないでしょうか。	A 重油：80円/L 苛性ソーダ：30円/kg 消石灰：20,000円/TON とする。
26	要求水準書	添付-9						添付資料	重油、苛性ソーダの搬入車両についてご教示ください。 (灰搬出車両については、要求水準書添付-9に指定されていますが、重油、苛性ソーダについての指定がありません)	A 重油の搬入は、4kLまたは6kLのローリーによる搬入である。 苛性ソーダの搬入は、10kLローリーでの搬入である。(P41に記載) 参考寸法などは、 長1,116cm、幅249cm、高297cm である。
27	要求水準書	添付20-1						撤去範囲	2号炉と焼却施設管理棟の間にあるシャワー室建屋は撤去範囲でしょうか。図面上に指示がございませんので、ご教示ください。	現在使用中の施設で今後も使用するもので、撤去範囲ではない。

